

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年2月24日付け文情第131号、文情第132号及び文情第133号で行った公文書部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成25年12月25日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、
- ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時の時点で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近での職務を命じた書類及びその復命書類等全て
  - イ 上記地点における平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、
    - (ア) 規制時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
    - (イ) 規制時間帯におきた交通事故の日時と内容が特定できるもの
    - (ウ) (ア) 以外の時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
    - (エ) (イ) 以外の時間帯の交通事故の日時と内容が特定できるもの
    - (オ) 取締りの実施計画及び報告に関するもの
  - ウ 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの〇〇〇警察署管内の各スクールゾーンにおける、前述のイ(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
  - エ 交通反則告知書（〇〇〇〇〇〇〇）に関する以下のもの
    - (ア) 平成24年12月6日、(イ) 7日、(ウ) 10日に作成した書類
    - (エ) 平成24年12月20日に対応した時の記録
    - (オ) 平成24年1月7日に〇〇〇が提出した質問書

- (カ) 質問書の回答のための起案決裁文書・その下書きや準備メモ・その他
- (キ) 現場検証の呼出状及びその発出手続に関する起案決裁文書
- (ク) 現場検証の記録
- (ケ) 違反事実を示す証拠
- (コ) 違反に伴う加点の手續等全て

オ ○○警官（上記事件の関係者）に関わる以下のもの

- (ア) 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、出勤簿等
- (イ) 12月10日に言った「違反者を逮捕した」ことを示す証拠書類
- (ウ) 12月10日の調書作成に用いた関係のメモ

の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求のイ及びウに対して、平成26年1月8日付けで条例第15条第3項に規定する公文書開示決定等期間特例延長を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求のウの（オ）に係る公文書のうち、以下の公文書を特定した。

- ア 月間交通指導取締計画（平成24年1月中 ○○○警察署）
- イ 月間交通指導取締計画（平成24年2月中 ○○○警察署）
- ウ 月間交通指導取締計画（平成24年3月中 ○○○警察署）
- エ 月間交通指導取締計画（平成24年4月中 ○○○警察署）
- オ 月間交通指導取締計画（平成24年10月中 ○○○警察署）
- カ 月間交通指導取締計画（平成25年2月中 ○○○警察署）
- キ 月間交通指導取締計画（平成25年3月中 ○○○警察署）
- ク 月間交通指導取締計画（平成25年4月中 ○○○警察署）
- ケ 月間交通指導取締計画（平成25年5月中 ○○○警察署）
- コ 月間交通指導取締計画（平成25年6月中 ○○○警察署）
- サ 月間交通指導取締計画（平成25年10月中 ○○○警察署）

(以下「本件対象文書1」という。)

シ 県下一斉取締計画(平成24年11月)(〇〇〇警察署)

ス 県下一斉取締計画(平成25年4月)(〇〇〇警察署)

セ 県下一斉取締計画(平成25年9月)(〇〇〇警察署)

(以下「本件対象文書2」という。)

- (4) 実施機関は、平成26年2月24日付け文情第131号で、本件対象文書1中の「警部補以下の職員の氏名」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「交通指導取締計画の時間及び場所又は路線」を条例第10条第3号及び5号に該当するとして、平成26年2月24日付け文情第132号で、本件対象文書2中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「取締計画の取締時間帯、路線名、取締場所及び体制」を条例第10条第3号及び5号に該当するとして、また、平成26年2月24日付け文情第133号で、本件対象文書2中の「警部補以下の職員の氏名」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「取締計画の取締時間帯、路線名、取締場所及び体制」を条例第10条第3号及び5号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、平成26年4月24日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (6) 諮問庁は、平成26年4月30日付けで、本件審査請求について補正を求めた。
- (7) 審査請求人は、平成26年5月11日付けで、本件審査請求の補正をした。
- (8) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年6月25日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (9) 当審査会は、平成26年7月24日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (10) 当審査会は、平成26年9月16日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

「警部補以下の職員の氏名」に関して、公務執行の責任の所在を明示しないことは疑念・疑惑を抱かせ、信頼を失うことになる。これまでの警察内部での慣行が不適切であったことに起因すると考える。警察内部の階級の差が保護の仕方に差が出るのであれば、不当な差別だとも言われかねない。もし、悪しき慣例があるならば直ちに改善してもらいたい。

「交通指導取締計画の時間及び場所又は路線、体制」等に関して、不開示の理由を見るに、警察行政の在り方が問われる問題である。例えば進入禁止区域に入る車を漫然と見逃し、保護すべき対象を危険にさらして取締りを行うことは、犯罪を未然に防ぎ市民の安全を確保する行政執行とは相反する対応である。むしろ、犯罪を予見しながら見逃すことは秩序を乱し不公平で恣意的な違反行為ともいえる。不開示の理由は、公共の福祉に反することを正当化しようとして述べているとさえ思える。

以上より、一部不開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

### 4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件開示請求ウの（オ）のうち、対象とされている期間及び場所における交通指導取締りの実施計画に関する文書として、本件対象文書1及び2を特定したものである。

交通指導取締りは、車両等の運転者、歩行者その他の道路利用者による交通法規の違反を監視することによって交通ルール違反を予防し、違反を発見したときには検挙（告知）又は警告指導等の必要な措置を講ずることによって道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路に起因する障害を排除することを目的とした警察活動である。こうした目的を効果的かつ効率的に達成するため、交通事故の発生状況や市民の取締要望等も踏まえ、取締りの対象、場所、時間及び方法を総合的に検討して取締計画を策定し、反復・継続した交通指導取締りを実施している。本県警察における交通指導取締りは、基本的には取締計画に基づき常態的に実施しているものである。

(2) 開示しない情報及び開示しない理由

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影

慣行として公にされていない職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第1号及び第3号に該当するため。

イ 取締計画の時間、場所及び路線名

取締りを実施する時間や場所については、無制限に選定できるものではなく、交通事故の抑止対策等として将来にわたり継続的に取締りを実施していくことが多く、たとえ開示請求された時点においては過去の情報であっても、これらの情報が開示されると取締りの時間や場所が特定され、将来の取締時間、場所等が推測されることから、交通違反を犯そうとする者が、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、当該取締時間、場所以外での交通の安全と円滑を確保することが困難となる。

また、路線名については、特定の警察署の管轄する距離が短い場合や取締りに適した場所が限られている場合などにおいては、特定場所を明らかにすることと同

様の結果をもたらすこととなる。

したがって、当該情報は、公にすることにより、取締りを逃れ、違法行為を誘発し、あるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、厳正かつ公平な交通指導取締業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号に該当する。

#### ウ 取締計画の体制

体制欄には従事員数が記載されており、これは取締りの規模の大きさを推測し得る重要な情報であることから、当該情報が公になれば取締りを逃れるための対抗措置を講じる蓋然性が高くなる。過去における従事員数であっても取締体制の編成やその周期を察知し得る情報であることから将来の交通取締りを回避し、他の交通違反を助長する可能性を有している。この情報が公になると、例えば、いわゆる暴走族等が取締体制を上回る人員体制で暴走行為等を行い、取締りを混乱させるといった対抗措置を取られるおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、取締りを逃れ、違法行為を誘発し、あるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、厳正かつ公平な交通指導取締業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号に該当する。

- (3) 実施機関は前記に記載した判断を経て本件処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求について

実施機関は、本件対象文書1において、警部補以下の職員の氏名については条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、交通指導取締計画の時間及び場所又は路線については条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とした。

また、本件対象文書2において、警部補以下の職員の氏名及び印影については条

例第10条第1号及び第3号に該当するとして、取締計画の取締時間帯、路線名、取締場所及び体制については条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とした。

これに対し審査請求人は、一部不開示とする理由はなく実施機関は条例の適用を誤っているとして審査請求を行ったものである。

そこで、当審査会は、警部補以下の職員の氏名及び印影と、取締計画の時間、場所、路線及び体制の不開示情報該当性について検討を行う。

(2) 警部補以下の職員の氏名及び印影

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。しかし、同号は、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合には、不開示情報から除くとしている。

このうちただし書ハでは、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するとしている。なお、職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

埼玉県警察における警部補以下の職員の氏名は、従来、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報においても公表されていないことから慣行として公にされている情報とはいえ、公にすることが予定されている情報ともいえない。

これに対し、審査請求人は、警察内部の階級の差によって保護の仕方に差が出るのであれば、不当な差別だと言われかねず、悪しき慣例であると主張している。

しかし、警部補以下の職員は捜査、取締り等の職務を直接現場で担っていること

から、氏名を公にすることによって当該職員が攻撃や懐柔等の対象とされるおそれがあることは否定できない。よって、警部補以下の氏名について、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報においても公表されていないことについては、妥当性があるといえる。

以上のことから、警部補以下の氏名及び印影についてはただし書イに該当しないことが認められ、また、本件の場合、ただし書ロに該当する事情も認められず、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第1号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第3号の該当性については判断するまでもない。

### (3) 取締計画の時間、場所、路線及び体制

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯罪その他の社会的障害の発生を防止することにある。

交通違反を取り締まる上では、いつ、どこで取締りが行われているのか、運転者が予測できないことにより実効性が確保されるものと考えられる。

交通取締りを実施する時間及び場所については、取締り現場における安全性の確保や道路交通への影響等を総合的に検討して選定しているものであり、無制限に行うことができるものではないと認められる。

そのため、取締計画における時間、場所及び路線の情報が公になると、開示請求時には過去の計画であったとしても、将来における交通取締りの日時、場所及び路線を推測することが容易となることから、悪質な運転者等が取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、交通取締りを行っている日時、場所及び路



線以外では、取締りを逃れ、違法行為を誘発しあるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件対象文書2の体制欄には取締りに従事する人数が記載されており、これらの情報が公になると、取締りの規模の大小が推測され、いわゆる暴走族等が取締りの体制を上回る人員体制で暴走行為等を行い、取締りを混乱させるといった対抗措置を取られるおそれがあるとする、諮問庁の主張には理由がある。

よって、取締計画の時間、場所、路線及び体制については、公にすることにより、取締りを逃れ、違法行為を誘発しあるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第3号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第5号の該当性については判断するまでもない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

#### 審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年 6月25日	諮問を受ける(諮問第257号)
平成26年 6月25日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年 7月24日	諮問庁から意見聴取及び審議(第一部会第95回審査会)
平成26年 9月16日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議(第一部会第96回審査会)
平成26年11月13日	審議(第一部会第97回審査会)
平成26年12月11日	審議(第一部会第98回審査会)

平成27年 1月29日	答申
-------------	----